

# 監査報告書

令和7年5月23日

学校法人城西大学  
理事会 御中  
評議員会 御中

学校法人城西大学

監事 西村正紀 ⑩

監事 山口善久 ⑩

私たちは、私立学校法(令和5年5月8日施行)第37条第3項及び学校法人城西大学寄附行為(令和4年9月9日施行)第18条第1項の規定に基づき、学校法人城西大学の令和6年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行いました。

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会に出席し意見を述べたほか、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類並びに財産目録について確認するなど、必要と思われる監査手続きを実施しました。

監査の結果、学校法人城西大学の業務に関する決定及び執行は適切な手続きを経て行われており、業務若しくは財産又は理事の業務執行に関する不正の行為はなく、かつ、法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。また、計算書類並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、本法人の収支及び財産の状況を適正に表示しているものと認めます。

以上